

## ユースワークの定義（ユースワーカー養成研究会版 2021）

### 定義まとめの経緯

立命館大学と京都市ユースサービス協会の共同研究「ユースワーカー養成研究」において、10年来の研究協議のまとめの一つとして、ユースワークとは何か、そしてどのような若者観を基盤としてそれを説明するのかを提示していくこととなりました。そこで、2019年の秋から、研究会内に「定義検討会（部会）」を設定し、メンバーでの議論だけでなく、途中に「定例研究会」や実践者・実践団体での議論も挟みつつ検討を重ねてきました。下記の「定義」はそうした経緯で取りまとめられたものですが、現時点ではグローバルな定義というものというより、研究会の議論に基盤を提供している京都でのユースワーク実践を前提としたものとなっています。今後、下記の定義を日本各地の実践者や研究者、若者自身、関心を持つ人たちの経験・知見に基づいた加筆や修正を経て精査していく土台となるものとして、「定義（YW 養成研究会版）」という制約を持たせながら提案していこうと考えています。

### 定義まとめの目的

本研究会では、「ユースワークとは何か？」を明確に語れるようになることで、以下につなげられたらと考えています。

- ◆ 若者と関わる現場を守りかづける。
- ◆ 各地の実践者・実践団体が「ユースワークとは何か」を語る共通基盤ができる。
- ◆ ユースワークの独自性（他との違い）を説明する。
- ◆ ユースワークの価値を幅広い関係者（市民・行政・関係団体・若者）に理解してもらう。
- ◆ ユースワーカー養成がなぜ必要かを大学や行政、関係機関に説明出来るようにする。



### 定義（研究会版）の今後の加筆・修正について

また上記の通り、この「定義」は今後、さまざまな関係者、市民からの意見を受けて精査していくことを前提としています。実践者、研究者が修正したり書き込んだりしていけるようにする方法を考えるとともに、若者自身がどんなサービスやサポートを必要とするか、ユースワークをどう捉えるかを知り、定義の更新に加わってもらうことができると考えています。

### ユースワーカー養成研究会及び YW 定義検討メンバーについて

ユースワーカー養成研究会は立命館大学と京都市ユースサービス協会の学術協定に基づく共同研究として始められたもので、若者の成長を支える専門スタッフ養成のあり方と、その基盤となる「若者学」（ユース・スタディーズ）について検討をしています。定義検討会は、研究会メンバーを中心に代表以下、下記のメンバーで検討を進めました。

<研究会代表> 野田 正人（立命館大学院人間科学研究科特任教授）

<定義検討メンバー> 斉藤 真緒・御旅屋 達（立命館大学） 両角 達平（青少年教育研究センター）

水野 篤夫・竹久 輝頭・横江 美佐子・竹田 明子（京都市ユースサービス協会）

## ユースワークとは何か？

### □ユースワークの定義

ユースワークは、若者を子どもから大人への移行期にいるすべての人と捉え、若者が権利主体として自己選択と決定が保障される自由な活動の場を若者とともに形成し、若者及び若者と関わる大人やコミュニティ、社会システムに働きかける実践である。

### □定義の背景にある考え方

#### 1. ユースワークの特質・原則・目標観

##### 1-1 そもそものユースワークの特質

■ユースワークは、「原理原則」を設定しにくいという特質を持つ。

\*一つには、それぞれの実践場所や国において、幅広い実践を「ユースワーク」と名付けてきたからであり、多様性そのものがユースワークの豊かさや社会的意義につながってきたからである。

\*またユースワークが、あらかじめ明確な「獲得目標」や「計画」を設定せず、目の前の若者との関わりにおいて必要とされることに取り組みつつ柔軟にその境界線を変化させてきたからである。

##### 1-2 ユースワークの原則・価値観

■若者を一人の権利主体として尊重し、若者が考え自ら選択しながら行動することを支え続ける。

■すべての若者への機会と場を保障できるようにする。

■若者との信頼関係形成からワークを始める。

■若者が主役であり、若者の自己選択と決定に基づいた活動であること。ただし、それは若者相互や若者と「場」におけるやりとりを通しての選択と決定である。

■活動を通じた、若者の他者との関わりと、集団の中での学びのプロセスこそが重要なものと捉える。

■個々の若者に問題があるというより社会的な課題の反映としてとらえる。

##### 1-3 目標観

■若者が人間関係を築き、社会性を育む場と経験の機会づくりを行う。

■若者が自由に振る舞う活動が、その自発性を維持したまま地域づくりにつながるプロセスを支える。

■声にならないニーズを酌み取ることができる多様で柔軟な活動を行う。そこから若者の本来的な「欲求」そのものの形成を支援する。

■大人の価値観による「成長」や「自立」「主体性」を一方向的に押しつけず、若者の本来持っている力が全面的に開花しうる環境づくりを目指す。

■若者が所属するコミュニティや社会全体の一員として位置づけられるようにする。

#### 2. ユースワークの「対象」

##### 2-1 基本的に「すべての」若者と取り巻く社会

■子どもから「大人」への移行期（子どもから大人の間）にある人。

\*基本的に「すべての」若者への場と機会の保障を必要と考える。

\*成長・自立・揺らぎ・不安定さの中にある存在として若者をとらえる。

■若者と関わる大人やコミュニティ、社会システムについても働きかける「対象」となる。

##### 2-2 若者とその直面する課題

■移行において特に課題や葛藤、困難さに直面する若者。

\*本人は困りを表出していないが、困難な状況にある若者も含む。

##### 2-3 多様な背景や属性を持つ若者

■ユースワークの場に自らやってくる層だけでなく、「大人」から見えていない若者。

■あらゆる属性や帰属、多様性によって特徴づけられる若者（人種、国籍、ジェンダー、年齢、障がい、社会・経済的な位置、住まい、育ちなど）

### 3. ユースワークの方法とは

#### 3-1 場と機会をつくる/場を通じた関わり

- 若者との相互的なかかわりの中で問いや課題を立上げ、かかわりを発展させていく場と機会をつくる。
- そうした場や機会は、若者が楽しさと興味を感じ自ら参加しようとするものである。
  - \*それは若者に開かれた場、若者が中心となり得る場である。

#### 3-2 関わり方の特徴

- 対話と若者との関係づくり：対話と信頼関係構築から始まる。
- 伴走：一緒に考え学ぶプロセスに伴走する。
- 経験：多様な体験の機会への参加を通して学ぶ。
- 集団・コミュニティ：集団やコミュニティの中で学ぶことを重要と考える。



### 4. ユースワークはいつどこで展開されるか

- 若者が参加したいと思った時、場所。
  - \*若者に参加への選択の余地がある様々な場面で展開される。
- 学校・家庭・職場と異なる、若者が自らの意思で参加する自由度の高い空間（＝第三の領域、余暇空間）。
- 非日常的な空間と若者の日常生活の「隣り」。
  - \*学校内、図書館、塾、コンビニフードスペース、ファストフード店、公園、路上など若者が集う場で展開することが可能。
  - \*デジタルな空間。
- 若者が安全を守られるとともに、他者と関わることができる空間としての「居場所」。
  - \*そこでは若者が一方的に他者から評価を受けることがない場である。
  - \*課題・問題に直面した若者にとっては相談や具体的なサポートが得られる場。

### 5. ユースワークの担い手とは

#### 5-1 ユースワーカーとは

- ユースワークの担い手は、若者が他者との関係性の中で自己選択やチャレンジをしていけるような場づくりと媒介役を担うユースワーカーである。
- ユースワーカーは以下のような専門的力量を育んだ存在である。
  - \*若者の利益と権利を守る上で必要な知識基盤を学び、更新し続けること。
  - \*ユースワークの場において必要とされることを感じ取ることができる感受性と関わりのセンスを持つこと。
  - \*若者の利益と権利を守るために自らの枠組みを省察しながら誠実に取り組めること。
  - \*多様な若者やグループ、若者を取り巻くコミュニティの人たちと信頼関係を築き、目的に沿って働きかけるためのスキルを持つこと。



#### 5-2 広義の担い手とパートナー

- 特別な能力は必要ないが、若者の権利を守ることの価値を理解し、一方的に考えや価値観を押しつけない、学び合い自らの価値観を振り返り更新できる柔軟さをもった「すべての人」。
- ユースワークは、若者そのものや若者を含むグループ・団体、若者と関わる機関・団体・個人、地域コミュニティの人たちをパートナーとして位置づけ、その外延を柔軟に広げていく。

## <若者政策の課題との関連>

ユースワークはいつも若者政策との関連性において語られることが多く、そのために両者の役割について混同したり誤解されたりすることが起こります。そこで「ユースワークとは何か？」の議論に関連して、ユースワークが担うことが求められるだろう若者政策上の課題点について提示しておきます。

- グローバル化の急激な進展の中で、若者にとっての公共空間・避難場所を作る。
- 若者の「居場所」を作るとともに、若者が社会・コミュニティの一員として受け入れられる橋渡しをする。
- 若者にとっての「余暇」（＝自由空間）を守る。
- 若者とともに行う活動が、結果として子どもや若者（のみならずすべての人々）の生きやすい社会環境形成につながることを視野に入れる。

※若者が生きやすい社会環境とは・・・

- \*若者が当たり前①自己決定 ②チャレンジ ③リトライ（失敗を許す）をできる社会。
- \*若者にとって多様性が尊重される社会。
- \*取り巻く社会課題を乗り越えていくための、十分なサポートが得られる社会。

- 若者が所属するコミュニティや社会全体の正規の一員として位置づけられるようにする。
  - \*社会を身近な存在だと思えるとともに社会を変えられると思う感覚を促す。
  - \*若者が思いを表明し受け止められる社会環境を作る。
- 若者が活躍できる、また発信できる場・環境づくりを行う。